2 賃金制度

(1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は86.4%(令和4年調査85.3%)となっており、このうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は94.3%(同92.8%)、「26%以上」とする企業割合は4.6%(同6.1%)となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が19.2%、「300~999人」が12.5%、「100~299人」が6.5%、「30~99人」が2.9%となっている。(第14表)

第 14 表 時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合

| | | | | | | | (単位:%) |
|---|--|--|--|--|--|---|--|
| 企業規模・年 | 全企業1) | 定めて いる | 時間外労 一律に定め ている ²⁾³⁾ | 労働の割増賃 時間外労働の記 25% | 金率の定め ^{割増賃金率階級} 26%以上 | 方 時間外労働時 間数等に応じ て異なる率を 定めている | 定めて いない |
| 令和 5 年調査計 1,000人以上 300~999人 100~299人 30~ 99人 令和 4 年調査計 | 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 | 95. 1 99. 4 98. 3 96. 3 94. 3 93. 8 | 86. 4 (100. 0) 87. 1 (100. 0) 83. 4 (100. 0) 86. 2 (100. 0) 86. 7 (100. 0) 85. 3 (100. 0) | (94. 3) (80. 3) (86. 7) (92. 2) (96. 0) (92. 8) | (4. 6) (19. 2) (12. 5) (6. 5) (2. 9) (6. 1) | 8. 7 12. 3 14. 8 10. 1 7. 6 8. 5 | 4. 4 0. 5 1. 6 2. 9 5. 2 5. 6 |

- 注:1)「全企業」には時間外労働の割増賃金率を定めているかの有無が「不明」の企業を含む。
 - 2)() 内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。
 - 3)「一律に定めている」には時間外労働の割増賃金率が「不明」の企業を含む。

(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は33.4%(令和4年調査30.0%)となっており、このうち時間外労働の割増賃金率を「 $25\sim49\%$ 」とする企業割合は33.3%(同44.7%)、「50%以上」とする企業割合は64.5%(同54.0%)となっている。

1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合を中小企業該当区 分別にみると、「中小企業」が 29.6%、「中小企業以外」が 56.6%となっている。(第 15 表)

第 15 表 1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無、 割増賃金率階級別企業割合

(単位:%) 時間外労働の割増 企業規模: 1か月60時間を超える時 賃金率を定めてい 割增賃金率階級 定めて 中小企業該当区分: 間外労働に係る割増賃金 る企業 50% いない 25~ 年 率を定めている2)3) 49% 以上 令和5年調查計 [95.1]100.0 33.4 (100.0) (33.3)(64.5)66.6 (3.8)1,000人以上 [99.4] 100.0 87.3 (100, 0)(95.5)12.7 300~999人 98.3 100.0 (100.0)(10.0)(88.7)34.6 65.4 $100 \sim 299$ 人 96.3 100.0 34. 9 (100.0)(27.7)70.2)65.1 30~ 99人 100.0 28.0 (43.9)(53.5)[94. 3] (100.0)72.0 中小企業 [96.1]100.0 29.6 (100.0)(43.9)(53.8)70.4 中小企業以外 [91.4]100.0 56.6 (100.0)-) (98.0)43.4 令和4年調査計 [93, 8] 100.0 30.0 (100.0)(44.7)(54.0)69.5

- 注: 1) []内の数値は、全企業に対する時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。
 - 2) () 内の数値は、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合である。
 - 3) 「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」には1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率が「不明」の企業を含む。